

令和5年7月改定

## 「講習会における新型コロナウイルス感染症防止対策について」

一般社団法人 新宿労働基準協会

講習会等の開催に当たりまして、新型コロナウイルス感染症防止のため、以下の対策を行います。

- ① 37度5分以上の発熱、咳等の症状がある方、感染者と濃厚接触された方の受講はご遠慮下さい。
- ② 教室の最前列を空席にすること等により感染対策をとり、講師はマスクを着用せず講義を行うことがあります。  
事務局職員はマスクを着用いたします。
- ③ 今後の感染状況によっては、講習会を中止、または延期とする場合がございます。